

令和5年10月6日
総務部総務課

専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定）

第1 幼稚園で発生した事故

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和5年5月22日
- (2) 発生場所 江東区東砂四丁目20番1号 江東区立東砂幼稚園内保育室
- (3) 事故の概要 江東区立東砂幼稚園において、砂場の片づけを終え、足を洗った児童の衣服が砂と水で汚れていたことから、学級担任が当該児童を着替えさせるため、当該児童の眼鏡を外して床に置いていたところ、当該児童の着替えの援助に入った学習支援員が、脱いだ衣服の下に当該児童の眼鏡が置かれていることに気が付かず、当該児童の眼鏡の部分に膝をつき、破損させた。

2 決定年月日 令和5年7月27日

3 損害賠償額 6,600円（修理費）

第2 個人住民税賦課事務処理上の事故

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年6月
- (2) 事故の概要 住民税の課税権が前住所地又は転出先の他自治体となっている場合は、江東区から前住所地又は転出先の他自治体宛に税務署から送付される確定申告書の写し等の課税資料を送付すべきところ未送付であったため、時効により住民税の還付を受けられない者11名に対し、損害を与えた。

2 決定年月日 令和5年8月14日

- 3 損害賠償額 住民税還付金相当額に遅延損害金を加えた額。対象者に応じた損害賠償額は次の表のとおり。

対象者	損害賠償額
江東区民	43,600円
江東区民	12,600円
江東区民	5,400円
江東区民	49,400円
江戸川区民	39,000円
中野区民	26,000円
江東区民	76,800円
江東区民	500円
福岡市民	79,000円
江東区民	56,600円
江東区民	1,900円